

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。 長崎県最低賃金は令和2年10月3日から 1時間 793円

最低賃金の知っておきたいポイント

- 1 最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、**使用者（事業主）はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない**とする制度です。
仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、**地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）**が定められています。
- 2 **最低賃金は**、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど**すべての労働者に適用**され、事業主は雇用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、最低賃金の時間額は、時間給制、日給制、月給制等を問わず適用され、賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金時間額と比較します。
 - (1) 時間給の場合
 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$
 - (2) 日給の場合
 $\text{日給} \div 1 \text{日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$
 - (3) 月給の場合
 $\text{月給} \div 1 \text{箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$
- 3 最低賃金の対象になる賃金には、**次の賃金は算入されません**。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - (3) 時間外労働に対する賃金
 - (4) 休日労働に対する賃金
 - (5) 深夜労働に対する割増賃金
 - (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 4 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等には、長崎労働局長の許可を条件として、最低賃金の**減額特例許可制度**があります。
- 5 派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先

長崎労働局賃金室 ☎095-801-0033

<http://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/>

または最寄りの労働基準監督署